

# 二重制下ハプスブルク帝国の対ムスリム政策 1912年イスラーム教法の法案作成過程を中心に

---

東京大学大学院人文社会系研究科

西洋史学研究室博士課程1年

日本学術振興会特別研究員DC1

奥田弦希

# 目次

---

## 1. はじめに

### 1.1. 本報告の背景

### 1.2. 研究史と本報告の位置づけ

### 1.3. 使用史料と結論の見通し

## 2. 本論

## 3. おわりに

# 1.1. 本報告の背景

## ハプスブルク帝国へのムスリム住民の接合

---

### 1908年 ハプスブルク帝国ボスニア併合

併合以前はオスマン帝国との外交条約によって規定していたムスリム住民の法的地位や宗教の自由に関する規定を、国法として規定することが必要になった

生活全般を包摂する規範でもあるイスラームの教義・慣習を既存の諸法と接合していくという課題が生まれた

1910年 ボスニア憲法公布 :適用範囲はボスニア域内に限定

## 1.2. 研究史と本報告の位置づけ

### 1912年イスラーム教法の作成過程を中心に検討する

---

#### 1. ハプスブルク史研究の見地から

先行研究では、帝国内のムスリム住民の大半が居住するボスニアが対象  
ボスニア以外の地域の動向については検討が十分でない

→オーストリア半部における規定である1912年イスラーム教法を対象とする

#### 2. イスラーム教法研究の見地から

先行研究では、現在のイスラーム教法の前史としての位置づけ・

純粋な条文分析や帝国議会での審議過程に重点

→議会提出に先立った法案作成過程の検討を行う

## 1.3. 使用史料と結論の見通し

### イスラームの諸規定・慣習と既存諸法との接合過程を立体的に提示する

---

#### 使用史料

- 1912年イスラーム教法法案作成のための1909年2月25日・27日の関係各省間の会議の議事録
- 会議後の関係各省間の連絡文書

#### 結論の見通し

1912年イスラーム教法の規定の不完全性や曖昧さは同時代的状況に対応した結果であることを解明する

# 目次

---

## 1. はじめに

## 2. 本論

2.1. 1912年イスラーム教法の特徴

2.2. 法案作成の会議の出席者

2.3. 議論の主要点 ① 法案のタイトルに関する議論

2.4. ② § 1-2: 既存法との接合に関する議論

2.5. ③ § 6: 刑法に関する議論

2.6. ④ § 7-8: 婚姻法に関する議論

## 3. おわりに

## 2.1. 1912年イスラーム教法の特徴 他の公認宗教に関する諸法と比べ、明らかに簡素

---

- ✓ 公認対象をスンナ派の4大法学派のうちハナフィー派のみに限定
- ✓ 規定部分が全8条と少ない

カトリック法は全60条、プロテスタント勅令は全25条、イスラエル法は全36条。

- ✓ 他の公認宗教に関する諸法にみられる婚姻法や戸籍簿処理に関する多くの実行規定を含まず、原則的な規定のみ
- ✓ 施行細則を命令に委ねており、曖昧な表現を含む

先行研究では同法の制定は象徴的なもので、規定としては不完全とされてきた。

→ 本報告では、法案作成過程を検討することにより、この点を見直す

## 2.2. 法案作成の会議の出席者 1/2

### 共通省と国内省双方から出席 文化教育省が調整役

所属	役職	名前
文化教育省	部局長 Sektionschef	リッター・フォン・フサレク Dr. Ritter von Hussarek (議長)
共通外務省	総領事 Generalkonsul	リヒャルト・オッペンハイマー Richard Oppenheimer
共通財務省	参事官 Regierungsrat	オットー・パウル Otto Paul
内務省	部門官 Sektionsrat	バロン・アイヒホフ Baron Eichhoff
法務省	部局長	シャウアー Dr. Schauer
文化教育省	部局長	プレーラト・シヨツケ Prälat Dr. Zschokke
	局長 Ministerialrat	ハイエ Dr. Hye
	局長	ハイドルマイアー Dr. Heidlmair
	局長	ケーラー Dr. Koeller
	局長	デュノブスキー Dunovsky
	局長	フェルスター R.v. Foerster
共通外務省	管区委員 Bezirkskomm.	シュヴェーゲル Dr. Schwegel (書記)

## 2.2. 法案作成の会議の出席者 2/2

### 代表する利害の異なる共通省と国内省で主張に相違

省名	主張	刑法上の保護	婚姻法
共通外務省	オスマン帝国との外交関係に配慮し、一貫してムスリム住民の優遇を主張(法案のタイトル、刑法上の保護など)。	○	—
共通財務省	ムスリム住民に可能な限りの権利を認めること、ボスニア域内と同様にイスラームで定められた特別法を適用することを主張。	○	◎
文化教育省	既存の諸法から刑法上の保護や婚姻法に関する議論では慎重な姿勢を示すが、諸制約のなかでムスリム住民の法的地位・権利の規定を目指す。	△	××
法務省	イスラームの宗教共同体に対する刑法上の保護の規定の必要性を強く主張、イスラームで定められた婚姻法の導入には既存法に反するとして強く反対。	◎	××
内務省	警察・公安に関する事項を担当する省として、イスラームの宗教共同体に対する国家の監督権限を一貫して重視、その必要性を主張。	○	×

## 2.3. 主要点① 法案のタイトルに関する議論 ハナフィー派のみの公認は状況的な対応の結果

正式名称「ハナフィー派に従うイスラーム教徒の宗教共同体としての公認に関する法」

:【共通外務省】「ハナフィー派に従う」が、ハナフィー派を公定法学派としているオスマン帝国に好意的に受け止められることを指摘。

→帝国内のムスリム住民のほぼ全てがハナフィー派に属していることから、他関係各省も「ハナフィー派に従う」を付すことに最終的に賛同。

他の法学派に対する言及があえて避けられた

## 2.4.主要点② § 1-2: 既存法との接合に関する議論 1/2 施行細則を命令に委ねる

---

§ 1【議論】教区の設立なしにどのようにイスラームの公認を実現するか。

: 既存法では新しく宗教共同体が公認される条件として「教区の設立」を規定。

→「少なくともひとつの教区の設立と存続が保障され次第すぐに」という字句に変更

→「命令において」という表現を挿入

施行細則を命令に委ねて運用の柔軟性を確保

## 2.4.主要点② § 1-2: 既存法との接合に関する議論 2/2 法案の字句を意図的に曖昧かつ広義に

§ 2【議論】イスラームの宗教職者にオーストリア国籍を必須とするか。

: 他の公認宗教に関する法では、宗教職者の任命にオーストリア国籍の保有が必須条件。イスラームでは実現困難。

→ § 2に„auch”「～もまた」を挿入することで解決に至る。

公布時点ではオーストリア国籍をイスラームの宗教職者となるための必須条件として要求しない一方で、将来的にはオーストリア国籍保有者がイスラームの宗教職者の役職に任命される可能性を留保。

法案の字句を意図的に曖昧かつ広義にする方向での解決

## 2.5.議論の主要点③ § 6 : 刑法に関する議論 1/2

### 国法に反する規定を除外する形での解決、ただし具体的な言及は保留

§ 6【議論】イスラームへの刑法上の保護がどの程度まで及ぶか。

: 諸公認宗教の宗旨やその宗教職者を誹謗した者は刑法による処罰の対象。

【文化教育省】刑法によって保護されるべきイスラームの教義・慣習・施設を明確にできない以上、刑法上の保護を完全なかたちでイスラームにも適用することは困難。

【法務省】他の諸公認宗教と対等な刑法上の保護を、イスラームに対しても拡大すべきと強く主張。

## 2.5.議論の要点③ §6：刑法に関する議論 2/2

---

→文化教育省・法務省の妥協。国法に反するイスラームの教義・慣習・施設を除外する形で、イスラームにも他の諸公認宗教と対等な刑法上の保護を規定。ただし国法に反する具体的な教義・慣習・施設については条文中で言及せず(法案説明書では一夫多妻制のみに言及)。

具体的な言及を保留、解釈・運用の余地を残した形での解決

## 2.6.議論の主要点④ § 7-8 : 婚姻法に関する議論 1/2 一夫多妻制は認めず

§ 7【議論】一夫多妻制を含むイスラームの婚姻法の適用を認めるか。

: 公認宗教の信徒は宗教婚が可能。一般民法典では重婚は処罰対象。

【共通財務省】ボスニア域内と同様にイスラームの婚姻法の適用を主張。

【国内省】イスラームの婚姻法を受容することは不可能(文化教育省)。婚姻法は少しも譲歩できない領域(法務省)。

→国内省の主張が採用。民事婚が義務付けられる。

他の公認宗教とは異なる例外的な対応

## 2.6.議論の主要点④ § 7-8 : 婚姻法に関する議論 2/2 個別の事例に対応できる余地を残した

§ 8【議論】宗教職者の戸籍吏としての任用をどう規定するか。

: 公認宗教の宗教職者はその信徒の結婚の立ち合い、ならびにその出生・結婚・死亡登録などの戸籍簿処理を担当。イスラームでは実現困難。

【法務省】戸籍吏たる宗教職者が一夫多妻制を助長しかねない。

【内務省】宗教職者の戸籍簿処理の実施に向けた基盤の欠落。

→ 宗教職者の戸籍吏としての任用については追って命令により規定。

施行細則を命令に委ねて保留

### 3.おわりに 本報告の結論

## 帝国の状況的な対応能力の再評価

---

- ・併合後も独自の法が施行されてきたボスニアとは異なり、帝国のオーストリア半部においてはイスラームの教義・慣習を既存の諸法と接合していくことが求められた。
- ・1912年イスラーム教法の規定が原則的なもののみにとどまり、かつ曖昧な文言を含み、また法の施行細則を命令に委ねているのは、既存の諸法との接合を試みた結果であり、状況的な対応の産物であると同法に新たな評価を付与。
- ・様々な制約の中にあってイスラームの公認を定める法を施行させたことは帝国のムスリム住民に対する包摂能力の一端を示しており、帝国のボスニア統治に関する近年の議論に新たな視座を付与。